

# 貸付を受けるまでの手順と必要書類等

	手 順	必要書類・お問い合わせ先等										
事前 店頭	<b>1</b> <b>ご自身の貸付限度額を確認します</b> 既に貸付をご利用中の場合は現存債務を除いた貸付可能額が50万円以上必要です。	お手元の「貸付限度額のお知らせ（様式㊦803）」をご覧ください。か、当機構にお問い合わせください。										
	<b>2</b> <b>被災(又は罹災)証明書入手します</b> ①災害救助法が適用された災害等の場合 及び一定割合以上の売上高の減少等を理由に申込を行う場合(※)  ②一般災害(火災、風水害等)の場合	<b>「被災証明願(様式㊦840)」</b> 商工三団体(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会)等で証明を受けます。 (※)一定割合以上の売上高の減少等を理由に申込を行う場合は「被災証明書」の他、別途資料が必要となります。予めご相談窓口でご確認下さい。  <b>「罹災証明書」</b> 市町村、消防署等で証明を受けます。										
	<b>3</b> <b>印鑑証明書と収入印紙をご用意ください</b> 共済契約者ご本人の印鑑証明書(3ヵ月以内発行の原本1通)と借入金額に応じた収入印紙をご用意ください。	<b>「印鑑証明書」</b> (3ヶ月以内発行の原本) <b>「収入印紙」</b> <table border="1" data-bbox="887 860 1505 1028"> <thead> <tr> <th>借入金額</th> <th>収入印紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>55~100万円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>105~500万円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>505~1,000万円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	借入金額	収入印紙	50万円	400円	55~100万円	1,000円	105~500万円	2,000円	505~1,000万円	10,000円
	借入金額	収入印紙										
	50万円	400円										
	55~100万円	1,000円										
105~500万円	2,000円											
505~1,000万円	10,000円											
<b>4</b> <b>他にご用意いただくもの</b> 商工中金店頭で借入契約を結ぶ際に、上記証明書等の他に、本人確認等で右記のものが必要となりますので、事前にご用意ください。	<b>「機構からの通知等」</b> (契約者番号が印字してある物) 例:「貸付限度額のお知らせ」「共済手帳」等 <b>「運転免許証」又は「健康保険証」等</b> <b>「実印」</b> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">※注</div>											
<b>5</b> <b>借入申込書を作成します</b>	<b>「災害時貸付金借入申込書(様式㊦825-2)」</b> 当機構でもご用意できます。											
<b>6</b> <b>貸借契約を結びます</b> お手続きはお近くの商工中金本支店の店頭で共済契約者ご本人が行います。 右記書類に店頭でご記入、ご捺印ください。	<b>「金銭消費貸借契約証書(様式㊦826)」</b>											

## ※注

お申込み金額が、1,000万円を超える場合、確定申告書に添付した決算書(写)が必要となります。

個人情報保護法施行に伴い、契約状況等についてのお問い合わせは契約者ご本人のみのご案内となります。お問い合わせの際は契約者番号をご用意ください。



中小企業と地域振興をもっとサポート  
 独立行政法人

**中小企業基盤整備機構**